

第1回小林市・野尻町合併協議会
(会 議 録)

日時：平成20年12月14日(日)

午後1時30分から

場所：小林市中央公民館大ホール

小林市・野尻町合併協議会

第 1 回 小林市・野尻町合併協議会次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ 小林市長 堀 泰一郎
- 3 副会長あいさつ 野尻町長 長瀬 道大
- 4 来賓あいさつ 宮崎県知事 東国原 英夫 様
- 5 委員等委嘱
- 6 委員、顧問、監査委員紹介
- 7 幹事、事務局紹介
- 8 議長選出（規約第 10 条の規定に基づき会長が議長となる。）
- 9 議 事

報告事項

- 報告第 1 号 小林市・野尻町合併協議会の設置に至る経緯について
報告第 2 号 小林市・野尻町合併協議会規約及び協議書について
報告第 3 号 小林市・野尻町合併協議会幹事会規程について
報告第 4 号 小林市・野尻町合併協議会専門部会規程及び小林市・野尻町
合併協議会分科会規程について
報告第 5 号 小林市・野尻町合併協議会事務局規程について
報告第 6 号 小林市・野尻町合併協議会財務規程について
報告第 7 号 小林市・野尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規
程について
報告第 8 号 小林市・野尻町合併協議会組織体制について

協議事項

- 協議第 1 号 小林市・野尻町合併協議会会議運営規程について
協議第 2 号 小林市・野尻町合併協議会会議傍聴要領について
協議第 3 号 小林市・野尻町合併協議会小委員会設置規程について
協議第 4 号 小林市・野尻町合併協議会会議録等閲覧規程について
協議第 5 号 平成 20 年度小林市・野尻町合併協議会事業計画について
協議第 6 号 平成 20 年度小林市・野尻町合併協議会予算について
協議第 7 号 小林市・野尻町合併協議会のスケジュールについて
協議第 8 号 合併協定項目について
協議第 9 号 事務事業一元化の基本的な考え方について
協議第 10 号 合併の方式について
協議第 11 号 合併の期日について
協議第 12 号 新市の名称について
協議第 13 号 新市の事務所の位置について
協議第 14 号 新市基本計画策定方針について
協議第 15 号 電算システム関係について

確認事項

第2回小林市・野尻町合併協議会開催について

第3回小林市・野尻町合併協議会について

小林市・野尻町合併協議会合併協定書調印式について

第4回小林市・野尻町合併協議会について

10 その他

11 閉会

第1回 小林市・野尻町合併協議会 出席者

(小林市・野尻町合併協議会委員)

- | | | | |
|---------|------------|-----------|--------|
| 1 . 会 長 | 小林市長 堀 泰一郎 | 1 4 . 委 員 | 下別府 明 |
| 2 . 副会長 | 野尻町長 長瀬 道大 | 1 5 . " | 高岩 都津子 |
| 3 . 委 員 | 中屋敷 慶次 | 1 6 . " | 龍神 豊美 |
| 4 . " | 小畠 利春 | 1 7 . " | 坂下 実千代 |
| 5 . " | 西道 紀一 | 1 8 . " | 淵上 貞継 |
| 6 . " | 久保田 恭弘 | 1 9 . " | 楠元 千恵子 |
| 7 . " | 首藤 美也子 | 2 0 . " | 福本 誠作 |
| 8 . " | 松元 朝則 | 2 1 . " | 杉元 豊人 |
| 9 . " | 永野 本助 | 2 2 . " | 坂下 春則 |
| 1 0 . " | 山田 福雄 | 2 3 . " | 見越 南州男 |
| 1 1 . " | 種子田 與市 | 2 4 . " | 楠元 フタミ |
| 1 2 . " | 坂本 新平 | 2 5 . " | 古川 幸男 |
| 1 3 . " | 西岡 長成 | 2 6 . " | 竹山 昭徳 |

(顧 問)

宮崎県市町村合併支援室長
坂本 義広

宮崎県西諸県農林振興局長
後藤田 悦男

(監査委員)

小林市会計管理者
吉丸 政志

野尻町会計管理者
酒匂 重成

(幹 事)

小林市
末元 三夫
肥後 正弘
殿所多美雄
南崎淳一郎
久米 勝彦

野尻町
吉田 哲幸
内村 明生
谷元 弘朗
大谷 幸一

(事務局)

事務局長 倉園 凡生
事務局員 鶴水 義広
" 野口 健史
" 柴内 敏彦
" 楠元いず美

事務局次長 谷川 浩二
事務局員 税所 将晃
" 西園 孝信
" 田島 聡
" 篠原 修治

(欠席者)

なし

午後 1 時30分開会

事務局

皆さん、こんにちは。ご案内をいたしました時間となりました。
本日は、合併協議会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
私は、本日の進行役を務めさせていただきますシステムグループリーダーの野口と申します。よろしくお願いたします。

会議に先立ちまして、皆様にお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。また、傍聴の皆様は静かに傍聴くださいますようお願いいたします。

それから、皆様の机にそれぞれファイルを用意しております。また、新しく委員に就任された方にはバッグも置いてあるかと思ひます。これからの会議で相当地な資料になるかと思ひますけれども、そのファイルのほうに綴っていただきたいと思います。

まず本日の会議につきましては、26名の委員の皆さんがご出席でございます。したがって、小林市・野尻町合併協議会規約第10条の規定によりまして、会議の定足数に達しておりますので、本会議は成立しておりますことを前もってご報告を申し上げます。

また、協議規約第6条に、会長及び副会長は1市1町の長が協議して選任すると規定されています。その協議の結果、会長に小林市長、副会長に野尻町長が就任されましたことを御報告申し上げます。

それでは、最初に、本協議会の会長であります堀小林市長にごあいさつをお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。本日、第1回の小林市・野尻町合併協議会の開催をいたしますに当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。このたびは、協議会委員の皆様方には、ご多忙にもかかわらず委員を快くお引き受けいただきまして厚くお礼を申し上げます。また、顧問に今回も、前回に引き続きまして、県から市町村合併支援室長、坂本義広様、西諸県農林振興局長の後藤田悦男様の2人にご就任をお願いをいたしましたところ、お引き受けいただきましたので、これからまたいろいろご指導、ご助言を賜るようということになっております。よろしくお願いを申し上げます。

また、皆さんもそうですが、今日は日曜日でありまして、休みの日にこのように会議にご参集いただきましたことを誠に申しわけなく思ひますが、どうか、我々の熱意もお酌み取りいただきまして、ひとつご協力を賜りたいと思ひます。

近年、国・地方における厳しい財政状況や急速に進む少子高齢化、人口減少など、市町村を取り巻く状況はますます厳しいものがあります。住民に最も身近な基礎的自治体であります市町村は、広域化する生活圏や経済圏に対応したまちづくりや高度な住民サービス、また地方分権時代にふさわしい行財政基盤の強化を、あるいは自治能力の向上、そういうものが求められておるわけであります。市町村合併は、その有効な方策の一つではないかと考えております。

さて、皆様もご承知のとおり、小林市・高原町・野尻町の1市2町による合併協議は、公立病院の経営形態を巡りまして協議が難航いたしました。休止という誠に残念な結果に終わったわけでありまして。このような中、11月10日に、長瀬道大野尻町長様から並々ならぬご決意とご英断をもちまして小林市に合併協議会設置の申し入れがございました。小林市といたしましても、住民説明会を実施いたしまして、市議会を初め、市民の皆様方のご理解を得まして、11月25日に両議会議長の立ち会いのもと、合併協議会設置に関する確認書の調印を行いました。

12月1日には、両議会において合併協議会設置議案と関連予算を提案いたしまして、各議会において賛成多数でこれを可決をしたことを受けまして、同日中に合併協議会を設置し、県知事へ合併協議会設置の届け出を完了したところでご

	<p>ざいます。</p> <p>今回の合併協議会では、基本的に1市2町での協議結果を踏まえまして、行財政改革の視点に立ち、1市1町の歴史や文化・伝統を尊重しながら新生小林市のあるべき将来像を見据えて真摯に協議を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>今回の協議会日程といたしましては、来年1月上旬までに3回の協議会を開催いたしまして、合併の是非を判断した上で、各議会での議決を経て県知事に合併を申請することになっております。かなり短期間での集中協議となり、委員の皆様方には大変ご苦勞をおかけいたしますが、格段のご理解、ご協力をお願いを申し上げます。</p> <p>終わりになりますが、合併新法のもとで、小林市と野尻町の合併を必ず実現し、本協議会が西諸地域発展の礎となるようご祈念を申し上げまして、会長としてのあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、副会長であります長瀬野尻町長にごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>事務局 副会長</p>	<p>皆さん、こんにちは。副会長ということで一言ごあいさつを述べさせていただきます。</p>
	<p>本日ここに第1回小林市・野尻町合併協議会が開催されますことは、小林市民の皆様方はもとより、野尻町民も等しく喜びとするものでございます。ご列席各位におかれましては、本協議会の設立に当たりまして格別のご尽力を賜り、心より感謝を申し上げます。</p> <p>また、本協議会の顧問としてご就任いただきました県合併支援室長の坂本義広様、並びに西諸県農林振興局長の後藤田悦男様におかれましては、合併推進はもとより西諸地域発展のため、かねてよりご指導、ご鞭撻を賜っておりますことを、この場を借りまして厚くお礼を申し上げます。</p> <p>ただいま、会長の堀市長様よりお話がありましたとおり、この合併協議会設立までには紆余曲折がありました。マスコミでも取り上げていただいておりますとおり、さきの1市2町での合併協議が不調となりましたことはご案内のとおりでございます。このことは極めて残念な結果であったわけではございますが、これを乗り越えて、西諸地域の住民福祉の向上を目指し、地方分権、さらに今論議の高まっております道州制などを踏まえ、子々孫々末代までを見据えた市町村合併を果たしておくことは大変有意義なことであると私は考えるところでございます。</p> <p>今回、堀市長様におかれましては、闊達、かつ大局眼をもって合併協議会設置の申し入れにつきましてご賢察、ご快諾くださり、また市議会におかれましては、法定協議会設置に多数をもってご賛同いただいたということでございまして心より厚くお礼を申し上げます。</p> <p>この協議会で、微力ではありますが、会長さんを初め、協議会委員の皆様方とともに全力を傾注して頑張る所存でございますので、お力沿えを切をお願いを申し上げます。</p> <p>また、協議会委員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しい中、また年明けまで貴重なお時間を割いていただくわけでありまして、しかも短期間での合併協議となりますので、ご健康に十分ご留意くださりご奮闘をお願い申し上げます。</p> <p>最後になりましたが、合併事務局の職員各位におかれましては、調整作業、統合作業など、激務になろうと思っておりますが、会長さんを支えるべく頑張ってくださいと思うところでございます。</p> <p>以上、甚だ雑駁でございますが、副会長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、ここで本日の協議会においでのご来賓の方にごあいさつをお願いい</p>

宮崎県知事代理	<p>たします。宮崎県知事、東国原英夫様お願いいたします。</p> <p>皆さん、こんにちは。今日は、知事が参りまして直接お祝いの言葉を申し上げるべきところなんですけども、所用のために出席できませんので、私、西諸県農林振興局の後藤田と申します。知事の祝辞を預かってまいっておりますので代読をさせていただきますと思います。</p> <p>小林市・野尻町合併協議会が設立され、本日第1回の協議会が開催されますことを心からお喜び申し上げます。皆様ご案内のとおり、いわゆる平成の大合併によりまして、本県におきましても、これまでに44市町村が30市町村となったところであります。また、3月には日南市、北郷町及び南郷町が合併することになっており、宮崎市と清武町においても合併協議が進められております。ここ小林・西諸県地域におきましても、本年4月に、小林市・高原町・野尻町合併協議会が設立され、熱心に協議が進められてきたことから合併が成就することを期待してはりましたが、残念ながら協議は整わず休止することとなり大変心配していたところであります。</p> <p>このような中で、堀市長さん、長瀬町長さんのご尽力によりまして、小林市と野尻町による合併協議が開催されますことは非常に意義深いものがあると存じます。</p> <p>申し上げるまでもなく、合併は市町村の根幹にかかわる事柄であり、地域の将来を考える上で大変重要な問題でありますので、住民の方々に十分な情報を提供し、新しいまちづくりのために議論に積極的に参加していただくことが肝要であります。</p> <p>さまざまな支援措置を定めた合併新法の期限まで残り1年余りとなり、今後合併の実現に向けて厳しいスケジュールになるかと思いますが、委員や職員の皆様方の精力的な取り組みを期待しております。県といたしましても、小林市及び野尻町の合併に対する取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。</p> <p>最後に、当協議会の実りある成果と御出席の皆様方のご健勝をお祈りいたしましてお祝いの言葉といたします。</p> <p>平成20年12月14日、宮崎県知事東国原英夫代読。本日は、どうもおめでとうございます。(拍手)</p>
事務局	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、委員等の委嘱に移ります。事務局長の倉園がご説明申し上げます。</p>
事務局長	<p>事務局長を仰せつかりました小林市の倉園と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>委員等につきましては、協議会資料の119ページから120ページにお示しをしてあります。</p> <p>委員につきましては、小林市から16名、野尻町から10名、1市1町合わせまして26名となっております。また、県から2名の顧問の方々をお願いいたしております。委嘱状交付ということでございますが、本来ならば、委員の皆様お一人ずつお渡しをするべきところでございますけれども、時間の関係等もございまして、1市1町から代表の方、各二人にお渡しをして各位におかれましては、あらかじめお席のほうに置いてありますことをご了解いただきたいと思います。</p> <p>なお、両首長の協議によりまして、協議会の委員の委嘱をもちまして市町長の属する市町の非常勤の職員の任命もされたものと見なすという協議がなされておりますので、この委嘱によって各市町の非常勤の委員にもなれるということをご理解いただきたいと思います。</p> <p>それでは、まず小林市から市議会議長の中屋敷慶次様、学識経験者の永野本助様、お願いいたします。</p>
会長	<p>委嘱状、中屋敷慶次殿、小林市・野尻町合併協議会規約第7条第1項第2号の</p>

<p>事務局長 会長</p>	<p>規定に基づき、小林市・野尻町合併協議会委員に委嘱します。委嘱期間、平成20年12月1日から合併協議会廃止の日まで。 平成20年12月14日、小林市・野尻町合併協議会会長堀泰一郎。よろしくお願いいたします。 委嘱状、永野本助殿、以下、同じ文章ですので省略いたしますがよろしくお願いいたします。 続きまして、野尻町から町議会議長の淵上貞継様、学識経験者の古川幸男様、よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委嘱状、淵上貞継殿、小林市・野尻町合併協議会規約第7条第1項第2号の規定に基づき、小林市・野尻町合併協議会委員に委嘱します。委嘱期間、平成20年12月1日から合併協議会廃止の日まで。 平成20年12月14日、小林市・野尻町合併協議会会長堀泰一郎。よろしくお願いいたします。 委嘱状、古川幸男殿、以下、同じ文章ですから省略いたしますがよろしくお願いいたします。</p>
	<p>ありがとうございました。 引き続きまして、委員の皆様のご紹介をいたしたいと思えます。先ほども申し上げましたが、協議会資料の119ページから120ページに名簿が掲載してございます。 まず、小林市から委員のご紹介をいたします。小林市長・堀泰一郎様、小林市議会議長・中屋敷慶次様、小林市議会副議長・小畠利春様、小林市議会議員・西道紀一様、学識経験者・永野本助様、学識経験者・山田福雄様、学識経験者・種子田與市様、学識経験者・坂本新平様、学識経験者・西岡長成様、小林市議会議員・久保田恭弘様、小林市議会議員・首藤美也子様、小林市議会議員・松元朝則様、学識経験者・下別府明様、学識経験者・高岩都津子様、学識経験者・龍神豊美様、学識経験者・坂下実千代様。 続きまして、野尻町の委員のご紹介をいたします。野尻町長・長瀬道大様、野尻町議会議長・淵上貞継様、野尻町議会副議長・楠元千恵子様、野尻町議会議員・福本誠作様、野尻町議会議員・杉元豊人様、野尻町議会議員・坂下春則様、学識経験者・見越南州男様、学識経験者・古川幸男様、学識経験者・竹山昭徳様、学識経験者・楠元フタミ様。 続きまして、県のほうからお迎えをいたしております顧問のお二方をご紹介します。宮崎県市町村合併支援室長・坂本義広様、宮崎県西諸県農林振興局長・後藤田悦男様。 続きまして、監査委員のお二方をご紹介します。小林市会計管理者・吉丸政志様、野尻町会計管理者・酒匂重成様。 続きまして、幹事につきましてご紹介いたします。小林市副市長・末元三夫様、小林市副市長・肥後正弘様、総務部会長・殿所多美雄様、企画財政部会長・南崎淳一郎様、厚生部会長・久米勝彦様、野尻町副町長・吉田哲幸様、総務企画課長・内村明生様、産業建設部会長・谷元弘朗様、文教部会長・大谷幸一様、あと、事務局長と事務局次長兼総務グループリーダーが幹事に入っておりますけども、事務局紹介のほうで一緒にさせていただきたいと思えます。 それでは最後に、事務局員の紹介を申し上げます。事務局次長兼総務グループリーダーの谷川浩二でございます。調整グループリーダーの税所将晃でございます。計画グループリーダーの鶴水義広でございます。システムグループリーダーの野口健史でございます。システムグループ員の西園孝信でございます。調整グループ員の柴内敏彦でございます。調整グループ員の田島聡でございます。計画グループ員の楠元いず美でございます。総務グループ員の篠原修治でございます。そして、協議会の臨時職員といたしまして冨満恵でございます。最後に、私が事務局長の倉園です。よろしくお願いいたします。</p>

事務局	<p>それでは議事に入る前に議長選出となっておりますが、協議会規約第10条によりまして、会長が会議の議長となると定められております。これから、会長のほうで議事進行についてよろしくお願いをいたしたいと思っております。</p>
会長	<p>それでは、規約によりまして、しばらくの間、私が議事を進めさせていただきます。ご協力をよろしくお願いを申し上げます。</p>
	<p>まず、後ほどご協議いただく予定にしておりますが、協議会会議運営規程におきまして会議録を作成するという、また会議録署名委員の2人を議長が指名することになっております。突然の指名になりますけど、誠に恐縮ですが、お二人に指名をさせていただきます。今回は、小林市の坂下実千代委員と野尻町の竹山昭徳委員のお二人に会議録の署名をお願いいたします。</p>
	<p>それでは、協議に先立ってお諮りしたいと思っておりますが、会議の傍聴についてであります。報道関係の皆様を含めまして多数の住民の皆さんから傍聴したい旨の申し入れを受けております。傍聴関係の規定につきましては、本日の会議におきまして、後ほどご協議をいただくことになるわけでありまして、会議の傍聴は、本協議会におきましては原則公開とすることをご提案をしておりますところでございます。これについてご異議ありませんか？</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。</p>
	<p>それでは、原則公開ということでやらさせていただきます。なお、傍聴の手続等につきましては、とりあえず小林市・野尻町合併協議会傍聴要領の規定を適用させていただきますことにはいたしますのでご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。</p>
	<p>それでは、早速、議事に入らせていただきますが、議事の 報告事項の第1号 小林市・野尻町合併協議会の設置に至る経過から第8号 小林市・野尻町合併協議会組織体制までについて、一括して事務局から報告をさせていただきます。</p>
事務局長	<p>事務局長より報告をお願いします。</p>
	<p>事務局長の倉園でございます。よろしくお願いいたします。</p>
	<p>まず、お手元の資料についてご確認いただきたいんですが、小林市・野尻町合併協議会第1回会議資料というのが1部、それと法定合併協議会設置に関する確認書の写しが1部、それとA4の横の一枚紙でございますが、3市町現況調書からの変更箇所一覧表というのが1部でございます。そして、協議第15号合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(2)電算システム関係」というのが1部、これが事前に委員さんに送付した資料でございますが、今日、報告第16号の差し替え資料というのがお手元に配付してあると存じますが、これを含めて5種類の資料を使って説明していきます。資料の関係もございまして、申しわけありませんが着座させて説明させていただきます。</p>
	<p>それでは、まず協議会資料ページの4ページをお開きください。申し合わせ事項についてということでございますが、ここで1番として、表決の方法についてということで、合併協議は住民生活に非常に大きな影響を及ぼすということから、表決の際に多数決を用いることはなじまない。できる限り、構成する自治体間の意見を調整した上で総意をもって確認することが望ましい。議事は、全会一致をもって進めることを原則といたします。ただ、十分な論議を尽くした上で意見が分かれた場合は、協議に費やすことのできる時間的な制約等を勘案し、議長の判断により、出席委員の3分の2以上をもって全体の意思の確認とすることができるとするというのが規定してございます。</p>
	<p>そして、2番に協議の方法と資料の事前配付についてでございますが、協議事項につきましては、原則として提案した会議において、その概要を説明し、協議及び確認までを行うものといたします。ただ、協議内容によっては、提案日の次の回に協議及び確認を行う場合もございまして、</p>
	<p>そして、会議資料につきましては、原則として事前に委員に送付するものとす</p>

るということでございます。この事前にというのは、できる限り1週間前にお手元に届くように事務局としては努力いたしたいと思っております。

そして、資料ページの5ページです。3番の合併協議会へ提案する事項の分類方法ということで、大きく報告するものと協議するもの。これは報告するものというのは、意思決定を要しないもので、例えば、規約とか、調査研究の成果等が具体例として上げられます。協議するものとしては、協議会において決定する必要がある事項ということで、提案番号の表記といたしましては協議第何号というふうに規定しております。

そして資料ページの6ページ、会議についてでございますが、非常に厳しい日程でございますので、随時開催できるものとするということで、開催時間だけは午後1時30分。そして、会議の臨時開催については、予定の会議、予想外のことがありまして進捗状況によっては臨時開催ができるということでございます。

そして協議会当日の傍聴者への資料配布ということでございますが、できる限り協議会議員と同一の資料配布をするということでございます。

そして5番目に、会議録についてでございますが、会議録公開に当たっては、発言者の氏名は公表することとしております。2番目といたしまして、非公開とされた会議（小委員会を含む）については、会議録は非公開といたします。3番目の非公開とされた会議（小委員会を含む）について、会議録は事務局職員によって作成するというところでございます。

以上、協議会の申し合わせ事項として説明いたします。

続きまして、法定合併協議会設置に関する確認書からご説明いたします。今、ここにありますように、写しという形で法定合併協議会設置に関する確認書、平成20年11月25日、小林市、野尻町というものがございますけれども、まず第1ページです。法定合併協議会設置に関する確認事項として、まず第1番目に、協議においては、小林市・高原町・野尻町合併協議会で確認された対応方針及び調整方針を基本的に踏まえるものとする。なお、対応方針及び調整方針の修正については、その必要性が極めて高いもの及び緊急性の高いものに限るものとする。

2番目といたしまして、合併の方式は、野尻町の全区域を小林市の区域に編入する「編入合併」とする。

3番目が、合併の期日は平成22年3月23日火曜日とする。

4番目といたしまして、新市の名称は小林市とする。

5番目といたしまして、新市の事務所の位置は、現在の小林市役所とする。編入された現在の野尻町役場の位置に総合支所を置き、野尻庁舎と呼称する。現在の紙屋支所については出張所とし、現行のまま新市に引き継ぐ。

6番目といたしまして、行政制度・事務事業は、現在の小林市の制度を基本とし調整を行う。

7番目に、合併前に行う新規事業は、事前に小林市と調整する。駆け込み事業は行わない。

8番目といたしまして、合併まで増員となる職員の採用を行わない。職員の増員は行わない。

9番目といたしまして、合併協議会の委員数は、小林市及び野尻町のいずれかの委員数が委員総数の3分の2以上とにならないように調整する。

10番目といたしまして、小委員会の設置は、厳しい協議日程を考慮し原則として行わず、協議会委員の全員協議を基本とする。

この10項目でございますが、以上、定めのない事項については1市1町の長が協議して定めるものとするということで、平成20年の11月25日、小林市長と野尻町長の間で、小林市議会議長、野尻町議会議長を立会人として確認書として締結されております。

最後に、報告第1号のほうから第8号についてご説明いたします。協議会資料

の7ページをお開きください。報告第1号小林市・野尻町合併協議会の設置に至る経緯について、別紙のとおり報告する。この別紙というのが8ページでございます。この中で経緯が詳細に述べられておりますが、要点として11月10日に野尻町長から小林市長に合併協議会設置を申し入れがございまして、11月25日、今ご説明いたしました合併協議会設置に関する確認書の調印式が行われました。そして、12月1日に小林市議会、野尻町議会、両議会において合併協議会設置議案が可決され、同日、小林市・野尻町合併協議会を設置を行いました。そして、12月6日に第1回の首長会・幹事会合同会議を開き、そして本日の第1回協議会を迎えておるところでございます。

報告第1号に関しては以上でございます。

資料ページの9ページでございます。報告第2号小林市・野尻町合併協議会規約及び協議書について、別紙のとおり報告する。この別紙と申しますのが、10ページから13ページにわたって記載してございますが、内容につきましては、前回の協議会とほぼ変わっておりません。ただ1点、10ページの第7条、委員は小林市16人以内、野尻町10人以内とし、次に掲げる者をもって充てるということにしておりますが、これはどちらの市町でも、総体の3分の2を超えないということで委員数は設定してございます。これが、以前は小林市16名、高原町8名、野尻町8名ということでございました。この点が違っております。

報告第2号に関しては以上でございます。

それでは、資料ページの20ページをお開きください。小林市・野尻町合併協議会幹事会規程について、別紙のとおり定めたので報告する。別紙と申しますのが、資料ページの21ページから22ページにわたってございます。これは、協議会におきます幹事会の規定でございます。資料ページの42ページのちょうど中段あたりにこの幹事会の位置づけが説明してございます。

そして、12月9日の第1回首長会・幹事会合同会議で、幹事長として小林市副市長の末元三夫、副幹事長として小林市の副市長肥後正弘、そして野尻町副町長の吉田哲幸様が選出されたところでございます。

続きまして、資料ページ23ページ、報告第4号でございます。小林市・野尻町合併協議会専門部会規程及び小林市・野尻町合併協議会分科会規程について、別紙のとおり定めたので報告する。これにつきましても、資料ページの24ページから26ページ、分科会規程につきましては27ページから28ページ、そして、この位置づけといたしましては、先ほど申し上げました資料ページ42ページの組織図の中に、下2段でございまして、専門部会、分科会というふうに図示してございます。

続きまして、資料ページの35ページ、報告第6号小林市・野尻町合併協議会財務規程について、別紙のとおり定めたので報告する。これは、協議会の財務のやり方というのを規定したものでございまして、申しわけありませんが、この分につきまして差し替え資料ということで、今お手元に2枚のものがございまして、36ページですね。この第2条の4、網かけをいたしましたところでございますが、協議会の会計年度は普通地方公共団体の会計年度の例によるというのを挿入させていただいております。

続きまして、資料ページ39ページ、報告第7号小林市・野尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、別紙のとおり報告する。別紙というのが40ページでございます。ここも前回の協議会と変わったところは、協議会の名称が変わったところです。それ以外は変更はございません。

そして、資料ページの41ページ、報告第8号小林市・野尻町合併協議会組織体制について、別紙のとおり報告する。この別紙というのが42ページでございます。ここで、前回の協議会と違いますのは、上段右のほうの小委員会、ここで議会議員とまちづくりの小委員会が前は設置されておったんですけども、先ほど申し上げましたように、厳しい協議日程ということで、合併協議会での協議と

<p>会長</p>	<p>いうことにさせていただきたいと思いますので、下のほうが空欄となっております。ここが前回の協議会と異なる点でございます。</p> <p>以上、1号から8号についての説明を終わります。</p> <p>はい、ありがとうございました。ただいま報告事項に關しましての8件について報告をいたしました。事務局の説明に對しまして何かご意見、ご質疑があればお出しください。ございませんか？</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご意見、ご質疑もないようでありますので、次に進めさせていただきますけれども、ここで10分間休憩をさせていただきます、2時半から再開をいたします。</p> <p>午後2時15分 休憩～午後2時25分再開</p>
<p>会長</p>	<p>そろそろ始めたいと思います。お席にお着きください。</p> <p>それでは休憩前に引き続きまして会議を開きますが、次に の協議事項でありますけど、この協議事項は協議第1号から協議第15号までであるわけですが、これ議事の整理の都合上、分けて議題に供したいと思います。</p> <p>まず、協議第1号小林市・野尻町合併協議会会議運営規程（案）、協議第2号小林市・野尻町合併協議会傍聴要領（案）、協議第3号小林市・野尻町合併協議会小委員会設置規程（案）、協議第4号小林市・野尻町合併協議会会議録閲覧規程（案）につきまして、これを関連がありますので、4件を一括して議題に供したいと思います。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは資料ページの43ページお開きください。協議第1号小林市・野尻町合併協議会会議運営規程について、別紙のとおり提案する。別紙と申しますのが、資料ページの44ページから45ページまで規定されておりますけども、これは協議会の進め方を規定したものでございまして、前回の協議会と変更したのは協議会の名称のみでございます。</p> <p>続きまして、資料ページの46ページをお開きください。協議第2号小林市・野尻町合併協議会会議傍聴要領について、小林市・野尻町合併協議会会議傍聴要領について、別紙のとおり提案する。この別紙と申しますのが、資料ページの47ページから50ページまで記載されておりますが、これにつきましても、前回の協議会と違うのは協議会名称のみでございます、後は傍聴証とか、受付簿の様式でございます。</p> <p>続きまして、資料ページの51ページをお開きください。協議第3号小林市・野尻町合併協議会小委員会設置規程について、小林市・野尻町合併協議会小委員会設置規程について、別紙のとおり提案する。別紙と申しますのが52ページから53ページにおいて規定されておりますけども、これは小委員会を設置する必要が出てきた場合、規定しておきませんと設置できませんので規定してあるものでございます。そして、これも前回の協議会と違いますのは、協議会名称のみでございます。</p> <p>続きまして、資料ページ54ページ、協議第4号小林市・野尻町合併協議会会議録等閲覧規程について、小別紙のとおり提案する。別紙といいますが、資料ページ55ページから56ページに続いて掲載されておりますが、これにつきましても、会議録等の閲覧をするときの手法を定めたものでありまして、これにつきましても前回の協議会と異なっておりますのは、協議会名称のみでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>以上、協議第1号から第4号までの説明を終了いたします。</p> <p>はい、ありがとうございました。一応説明は終わったんですが、何か、ご質疑、ご意見があればお出しください。特に初めて委員といいますか、会員になられた方は、前回のときの経験があまりないかもしれませんし、お聞きになりたいことがあるかもしれません。したがって、何でも結構ですから、これはど</p>

	<p>うということかということをござつぱらんにお出しくださればいいと思います。</p> <p>議案については、あらかじめご配付申し上げますから、読んでいただければ内容はおわかりかとは思いますが、ただ、このような会議の場合、用語が非常にこう法律関係が増えてまいりますので、初めてこういう会議にお出になる方わかりにくいところもあるかもしれません。したがって、遠慮は要りませんので、これはどうということかということをお聞きになればいいと思います。ございませんか？</p>
<p>会長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、お諮りいたします。協議第1号会議運営規程（案）から協議第4号会議録等閲覧規程（案）につきまして、これを原案のとおり確認することにご異議ありませんか？</p>
<p>会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、協議第1号から協議第4号までは原案のとおり確認させていただきます。</p> <p>それでは、次に、協議第5号平成20年度小林市・野尻町合併協議会事業計画（案）と協議第6号平成20年度小林市・野尻町合併協議会予算（案）、協議第7号小林市・野尻町合併協議会のスケジュール（案）につきまして、この3件を一括して議題に供します。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>事務局より説明を願います。</p> <p>事務局次長の谷川でございます。座ってご説明をさせていただきます。</p> <p>資料の58ページをお開きください。協議第5号平成20年度小林市・野尻町合併協議会事業計画について、別紙のとおり提案するというございます。59ページから60ページにかけて事業計画案が掲載してございます。</p> <p>まず、59ページ1番でございますが、会議の開催ということで、としまして、協議会の開催、第1回協議会を、本日12月14日曜日に小林市で開催をいたしております。今後の会議開催日及び開催時間の原則につきまして、厳しい日程等を考慮しまして、以前1市2町の協議会では第4木曜日、あるいは第5木曜日を定例日として開催をいたしておりましたが、随時開催という形にさせていただいております。本日12月14日曜、第2回が12月24日水曜、第3回が平成21年1月8日木曜、第4回が3月26日木曜ということでございます。会議時間につきましては、これまでどおり午後1時30分からを原則としております。</p> <p>次に、としまして幹事会の開催でございます。幹事会と申しますのは、先ほど体制の中にもございましたように、協議会への提案事項の最終決定を行う機関でございます。これと合わせまして首長会という、いわゆる市長・町長まで入っていたいただいた会議をこれまでも最終確認ということでござしておりますが、今後につきましては、首長会、幹事会を合同で開催をしていく予定でございます。内容としましては、協議会前に、協議会提案事項について協議・調整を行うということでございます。</p> <p>としまして、専門部会・分科会の開催でございます。事務事業の一元化に当たりまして、事業や制度の比較検討を行い、課題や問題点を抽出・整理しまして、協議会に提出する調整案の策定をいたします。</p> <p>としまして、小委員会の開催でございますが、これにつきましては、原則設置しないということにしておりますが、必要性が出てくれば設置をするという意味合いでございます。内容としましては、協議会から付託された事項について調査・審議を行うということでございます。</p> <p>2番目に情報提供及び広報啓発活動の実施でございます。としまして、協議会ホームページの開設をいたします。協議内容や議事録等を公表するとともに協議会傍聴案内等も行い、広く情報提供を行うということでございます。現在、開設に向けた作業を事務局で進めております。</p>

としまして、協議会だよりの発行でございます。合併協議会での協議内容、進捗状況等を広く情報提供することとし、各世帯、約1万9,300世帯になりますが、配布をしております。基本的には協議会開催後に発行をいたしますが、今回12月、1月につきましては集中的に協議会が開かれるということで、2回分を合わせて発行するというようなことも出てこようかと考えております。

60ページでございます。としまして、新市基本計画概要版の配布でございます。3のところで、調査・研究事業で出てまいりますけれども、合併協議会におきましては、新市基本計画を策定をいたします。その概要版を作成いたしまして、各世帯に配布し、住民の方々の理解を深めていただくということでございます。

としまして、先進地視察研修の実施でございます。1市2町の協議会におきましては、協議会委員さん方の研修を中心にさせていただきました。今回、専門部会の円滑な運営と合併準備に向けた調整作業の円滑化を図るため、先進地視察研修を実施するというところでございまして、部会、分科会、あるいは事務局等の職員を中心とした研修になろうかと考えております。

3としまして、調査・研究事業でございます。条例・規則等の調査及び一元化でございます。行政制度、事務事業の調整結果をもとに現在の小林市の制度を基本とし調整を行っております。

に電算システム統合見積精査・計画検討でございます。電算システムの統合に向けまして統合経費の見積精査、統合計画の検証を行っております。

としまして、新市基本計画の作成でございます。新市の将来を展望した長期的視野に立ったまちづくり計画や合併した場合の財政見通し等の財政計画を作成をいたします。

4番目にその他の事業となっております。合併協定項目の検討でございますが、合併協定項目、後ほどご説明を申しあげますが、その項目について協議を行います。

事業計画については以上でございます。

次に、協議第6号平成20年度小林市・野尻町合併協議会予算について、別紙のとおり提案するというところでございます。62ページにございますように、第1条のところにございますが、歳入歳出予算の総額は、平成20年度は、歳入歳出それぞれ2,000万円と定めさせていただきたいと考えております。

63ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算の内訳でございますが、まず歳入につきましては、負担金が1,999万8,000円、諸収入の雑入が2,000円、計の2,000万円でございます。

歳出につきましては、協議会費が1,955万円、その内訳としまして、運営費が808万6,000円、事業費が1,146万4,000円でございます。予備費が45万円、計の2,000万円ということでございます。

次に65ページをお開きください。歳入歳出の事項別明細になっております。まず65ページ歳入でございますが、1,999万8,000円が構成団体の負担金でございます。そして、諸収入の雑入2,000円につきましては、預金利子が1,000円、それから情報公開複写料、会議録のコピー代として1,000円、費目設定をさせていただいております。

その下のほうに表がございまして、構成団体負担金の内訳としまして、均等割が5割、人口割が5割でございます。1,999万8,000円を人口割につきましては、平成17年の国勢調査人口をもとに算出をいたしております。小林市につきましては、均等割が500万円、人口割が825万9,000円、計の1,325万9,000円でございます。野尻町におきましては、均等割が500万円、人口割が173万9,000円、計の673万9,000円でございます。

次に、66ページからが歳出の内訳になっております。協議会費のうち、運営

費 808万6,000円、運営費のほうが会議費と事務費に分かれておりますが、会議費105万6,000円につきましては、本日開催しております協議会の開催に要する費用になっております。まず右のほうを見ていただきますと、1.報酬が39万7,000円、9.の旅費が13万円となっております。これにつきましては、調印式等を含みます5回の協議会の委員さん方の報酬及び費用弁償、いわゆる旅費でございます。

11.需用費11万8,000円につきましては、協議会で使用いたします消耗品、あるいはお茶等の食糧費でございます。

12.役務費28万1,000円につきましては、会議ごとに会議録を作成いたします。その反訳手数料及び振込み手数料等でございます。次の使用料及び賃借料につきましては、会議録を録音いたします音響機器の借上げ料、これは4回分でございます。

負担金補助及び交付金1万円につきましては、小林市への後納郵便の負担金でございます。

事務費703万円でございますが、これは事務局に係る経費でございます。職員手当等が360万円、時間外勤務手当となっておりますが、現在事務局におきましても、大変厳しい作業日程の中で、連日遅くまで作業を進めているところでございます。金額的に多額になっておりますが、そういった事情もございましてご理解をいただきたいと思っております。

9.旅費につきまして47万6,000円でございますが、県との事務打ち合わせ、あるいは先ほどございました合併準備の先進地視察研修旅費を組んでおります。

需用費につきましては、事務局内で使用いたします消耗品費、燃料費、食糧費、修繕費、印刷製本費を合わせまして85万4,000円でございます。

役務費3万8,000円につきましては、通信運搬費、振込手数料、あるいは市役所の玄関前に設置をいたしておりますが、協議会の看板の製作手数料でございます。使用料及び賃借料107万4,000円につきましては、事務局内に現在、コピー機を2台設置して作業を進めております。その借上げ料、あるいは会場借上げ料、視察研修時の高速道路使用料等でございます。備品購入費28万円でございます。基本的には、これまで1市2町で購入いたしました備品等を中心に事務を進めてまいりますが、必要性が出てきた場合は備品を購入してまいりたいと考えております。

67ページでございます。19負担金補助及び交付金70万8,000円でございますが、臨時職員雇用負担金52万8,000円、これにつきましては、小林市で臨時職員を雇用いたしまして、協議会が小林市に負担金を納入するという形をとっております。そのほか公用車利用負担金、後納郵便料負担金、光熱水費負担金、電話使用料負担金とございますが、事務局を小林市役所内に構えております関係で、光熱水費、電話使用料、あるいは小林市の公用車を利用するということでの負担金が出ております。

それから、2としまして事業費、事業推進費でございます。1,146万4,000円と大変多額になっておりますが、内容としましては、先ほど事業計画にございました広報啓発事業、あるいは調査・研究に係る費用でございます。

需用費としまして407万1,000円でございますが、消耗品費が30万円、それから印刷製本費が377万1,000円でございます。内訳としましては、協議会だよりの印刷代、それから住民用合併情報紙とございますが、これは今後、合併協議で取りまとめられました調整方針につきまして住民の方々に、その合併後の制度についてわかりやすくご説明をする情報紙でございます。それから、現況調書等印刷、あるいは合併協定書の印刷代となっております。

役務費4万3,000円につきましては、現在事務局内で現在インターネット環境を整えております。その光回線、あるいはプロバイダーの使用料等ございま

す。
委託料735万円につきましては、例規現況調書等の委託料315万円、新市基本計画策定委託料315万円、電算システム見積精査委託料105万円となっております。大変金額が大きいわけでございますが、これにつきましても、例規の委託料につきましては、今年度に進める作業と、来年度に入ってから進める作業の仕分けを今後いたしまして、その中で執行してまいりたいと考えております。また、新市基本計画につきましても、1市2町でのデータがございますので、できるだけ、事務局、あるいは部会でできる作業については、職員が作業を進めまして委託料の低減に努めてまいりたいと考えております。

以上、歳入歳出2,000万円の予算になっております。

続きまして、協議第7号小林市・野尻町合併協議会のスケジュールについて、別紙のとおり提案するというところでございます。

69ページをお開きいただきたいと思います。資料が横になっております。上のほうに、左のほうから平成20年度12月から始まりまして3月まででございます。そして、右のほうは、平成21年度となっておりますが、まず12月1日に合併協議会を設置いたしました。

そして、本日から合併協定項目の協議を開始いたします。あるいは、新市基本計画の策定作業を進めてまいります。新市基本計画については、県との協議が今後進められてまいります。そして、基本的には3回の協議会で協議を終了いたしまして、1月の中旬には合併の是非の判断を両市町において行っていただきます。そして、合併協定書の調印、今のところ1月21日で調整をしております。

そして、調印をいたしますと、関係市町議会での議決、これが1月の末になるんじゃないかと考えております。この議決につきましては、両議会ともに議決をしていただくという必要がございます。両議会で議決をしていただきますと、県知事への合併申請をいたします。それから合併準備作業に入ります。法的手続としましては、県知事の合併申請が終了しますと、まず、県議会での議決をいただきます。そして、県知事が合併の決定をいたします。その後、総務大臣のほうに県知事のほうからご報告いただいて、総務大臣から告示されますと合併の効力が発生するということとなります。

なお、この3月のところに県議会での議決、県知事の決定と、今のところ予定をしておりますが、この日程につきましては、今後、県議会の議会日程が絡んでまいりますので、県との調整が必要になってくるかと思っております。場合によっては、3月よりもずれ込むというような可能性も出てまいります。それから、3月の下のところにはございますが、合併準備作業ということで、人事・組織体制の整備、あるいは例規・規則等の整備、事務事業の一元化作業、電算システムの統合作業、開庁準備作業、そのほか、諸々多くの合併準備作業が控えておられるわけでございます。合併新法の適用期限であります平成22年の3月31日までの作業を進めてまいるということとなります。

後ほど、合併期日等についてもご提案があるかと思っておりますが、22年の3月31日までは合併、新市発足という運びになります。

次に70ページでございますが、当面の開催計画予定表(案)ということでございまして、本日は、第1回を小林市で開催をいたしております。第2回が12月24日水曜日、午後1時30分から野尻町農村環境改善センターホール、第3回が、年明けまして、21年1月8日木曜日、午後1時30分から小林市中央公民館大ホール、ここでございます。3回で協議を終えまして、合併協定書の調印式が平成21年の1月21日水曜日、午後1時30分から小林市文化会館小ホールとしております。なお、この調印式の開催時間につきましては、県知事に特別立会人をお願いするということから、現在、県と調整中でございます。場合によっては、若干時間が後ろのほうにずれる可能性もございます。

それから、第4回が3月26日木曜日、午後1時30分から野尻町のほうで開

<p>会長</p>	<p>催をさせていただきます。第4回につきましては、合併準備に入っておりま るので、その基本方針、あるいは21年度の事業計画、予算等をご確認いただくと いう予定でございます。 以上、ご説明を終わらせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。説明は終わりましたが、協議第5号、協議第 6号、協議第7号について、何かご意見、ご質疑があればお出してください。あり ませんか？ 〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>会長</p>	<p>意見、ご質疑もないようですので、お諮りいたします。協議第5号平成 20年度小林市・野尻町合併協議会事業計画（案）並びに協議第6号平成20年 度小林市・野尻町合併協議会予算（案）、協議第7号小林市・野尻町合併協議会 のスケジュール（案）、この3つの議案については、説明をいたしましたとお り、これを確認するにご異議ありませんか？ 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>事務局</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、協議第5号、第6号、第7号については確認 をされました。 次に、協議第8号と第9号を一括議題に供します。説明を願います。 調整グループの税所と申します。着座のまま説明させていただきたいと思いま す。よろしくお願ひいたします。 資料ページにつきましては、71ページでございます。協議第8号合併協定項 目について、合併協定項目について、別紙のとおり提案する。 別紙資料ですが、72ページでございます。合併協定項目（案）でございま す。中身につきましては、前回の合併協議会の項目と特段変更がないところでご ざいます。 まず、基本的協定項目ですが、1．合併の方式、2．合併の期日、3．新市の 名称、4．新市の事務所の位置、5．財産及び債務の取扱いについて、5項目で ございます。 次に、合併新法に規定されている協定項目と。6番ですが、議会議員の定数及 び任期の取扱い、7．農業委員会委員の定数及び任期の取扱い、8．地方税の取 扱い、9．一般職の職員の身分の取扱い、10．新市基本計画、11．地域自治 区の取扱い、これにつきましては、前回、地域自治区等の取扱いということで項 目を上げてございましたが、今回は「等」という一文字を抜いて地域自治区の取 り扱いとさせていただいております。 次に、その他必要な協定項目、12．特別職の職員の身分の取扱い、13．条 例規則等の取扱い、14．事務組織及び機構の取扱い、15．一部事務組合等の 取扱い、16．使用料、手数料等の取扱い、17．公共的団体等の取扱い、 18．補助金、交付金等の取扱い、19．自治会・行政連絡機構の取扱い、 20．町名・字名の取扱い、21．慣行の取扱い、22．国民健康保険事業等の 取扱い、23．介護保険事業の取扱い、24．消防団の取扱い、25．各種事務 事業の取扱いの以上14項目でございます。 続きまして、73ページをお開きください。（1）の総務関係から（19）の その他関係ということで、19項目計上させていただいております。 次の74ページからでございますが、合併協定項目の内容の調整の流れという ことで、74ページから82ページまででございますが、参考資料としてここに 載させていただいております。内容については、それぞれお読みいただきまして 参考としていただければと考えておりますので、説明のほうは割愛させていただ きたいと思ひます。 協議第8号については以上でございますが、続きまして83ページをお開きい ただきたいと思ひます。協議第9号事務事業一元化の基本的な考え方について、 事務事業一元化の基本的な考え方について、別紙のとおり提案する。</p>

別紙が84ページでございます。事務事業一元化の基本的な考え方(案)でございます。まず目的でございますが、小林市、野尻町は、それぞれの歴史の中で培われたまちづくりを行ってきた。このような中、小林市、野尻町が合併した場合、1市1町において実施している制度や事務事業等について、これまでの各市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、住民生活に及ぼす影響等に配慮しながら一体化の調整を行う必要があるため、合併協定項目の調整方針を定めるものとするということでございます。

2番目に、調整の基本原則ですが、1.新市の速やかな一体性の確保に努めること。これは、各種証明書や福祉サービスの利用、各種施設の利用などについて速やかな一体性の確保に努めるということでございます。2.新市における健全財政の確保に努めること。財源の確保、効率的な財政運営に努めるものとするということでございます。3.行政改革の観点から事務事業の見直しに努めること。最小の経費で最大の効果を上げること、事務事業の見直しに努めるということでございます。4.住民サービス及び住民福祉の向上に努めること。これにつきましては、現行のサービス水準を低下させないようできる限り調整に努めることということでございます。5.負担公平の原則に立ち、行政格差を生じさせないように努めること。地方税や各種使用料・手数料等につきまして、負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないように配慮し調整するというものでございます。

続きまして85ページです。6.新市移行期において、サービス、負担の急激な変化に対し、激変緩和措置等の適用について十分な検討を行うこと。これにつきましては、激変緩和措置などの適用の必要性について検討するものとするということでございます。

次に3の調整方針でございます。原則として、小林市の制度等に統一することとする。この場合、野尻町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮を加えるものとし、必要に応じて経過措置を設けることとする。経過措置の期間については、原則として合併年度及びこれに続く3年度間までとする。前回と違いますのは、ここに「原則として」という文言を挿入させていただいております。

なお、住民サービス、住民負担の適正化推進の観点から特に必要があると認められるときは、小林市の制度等の見直しなど、総合的な調整を行うものとするということでございます。

次に黒丸()の事務事業の調整方針と、事務事業の調整方針は、おおむね次の分類のいずれかによる事とするということで、アからカまで6パターンあります。まず、アとしまして、小林市の制度等に統一(適用)するものがございます。イ.野尻町の制度等を適用(統一)すると。ウ.現行のまま、新市に引き継ぐ。これは1市1町で同一であるため、現行のまま新市に引き継ぐ事項ということでございます。エ.当面現行どおりとし、合併後 年を目処に新たな制度等を制定すると。ここの 年とありますが、ここにつきましては、0から3年と、いずれかの年数を当てはめていただくということでございます。

次の86ページですが、オ.合併後 年を目処に統合するよう調整に努めると。カ.合併後 年を目処に廃止の方向で調整するというものでございます。

印のところですが、上記は基本的な表現の例であり、調整方針の作成に当たっては、時期や方法など、可能な限り具体的に表現するものとするということで、以上を提案申し上げます。

説明は以上です。

はい、ありがとうございました。

ただいま、合併協定項目と事務事業一元化の基本的な考えを説明いたしました。何か、これにご質問、ご意見はありませんか?ありませんか?

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長

会長	<p>ご意見、ご質疑もないようでありますので、それではお諮りいたします。協議第 8 号合併協定項目（案）、協議第 9 号事務事業一元化の基本的な考え方、この 2 つの案件につきましては、これを原案のとおり確認することにご異議ありませんか？</p>
会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、協議第 8 号及び協議第 9 号につきましては原案のとおり確認させていただきます。</p> <p>ちょっと事務の関係で休憩させていただきます。10 分間、申しわけありませんが休憩いたします。</p>
会長	<p>午後 3 時 6 分 休憩～午後 3 時 16 分再開</p> <p>お席にお着きください。そろそろ始めます。</p> <p>では、休憩前に引き続きまして会議を開きますが、次に、協議第 10 号合併の方式（案）、協議 11 号合併の期日（案）、協議第 12 号新市の名称（案）、協議第 13 号新市の事務所の位置（案）については、これはいずれも先ほど説明申し上げましたけれども、もう一回、ここで正式に協議事項としてお諮りしたいと思います。</p>
事務局長	<p>4 件を一括して議題に供したいと思っておりますので、事務局の説明を願います。</p> <p>事務局長の倉園でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、説明に入ります前に、お手元に法定合併協議会設置に関する確認書というのが配付されてると思っておりますが、これの 1 ページを開けておいていただきたいと思っております。関連いたしますので。</p> <p>それでは、協議会資料の 87 ページ、協議第 10 号合併協定項目第 1 号「合併の方式」について、次のとおり提案する。西諸県郡野尻町の全区域を小林市の区域に編入する「編入合併」とする。これにつきましては、前協議会でも、この合併の方式というのは確認されていたという点と、法定合併協議会設置に関する確認書の中でも、第 1 の 2 項、合併の方式は、野尻町の全区域を小林市の区域に編入する「編入合併」とするということで確認されておりますので、このような提案をいたしております。</p> <p>資料ページの 88 ページから 90 ページまでについては、合併の方式の違いの説明でございますのでご参照いただきたいと思います。</p> <p>続きまして、協議会資料 91 ページ、協議第 11 号合併協定項目第 2 号「合併の期日」について、次のとおり提案する。合併の期日は、「平成 22 年 3 月 23 日火曜日」とする。この提案につきましても、前協議会でも確認されており、確認書でも第 1 の 3 項として、合併の期日は「平成 22 年 3 月 23 日火曜日」とすると確認されておりますので、このような提案をいたしております。</p> <p>そして、資料ページの 93 ページから 101 ページに、そのいろいろな合併の期日のメリット・デメリット、それぞれ記載してございますのでご参照いただくようお願いいたしておきます。</p> <p>続きまして協議会資料の 102 ページ、協議第 12 号合併協定項目第 3 号「新市の名称」について、次のとおり提案する。新市の名称は「小林市」とすると。これにつきましても、前合併協議会で確認されたということと、第 1 の第 4 項で確認書の新市の名称は「小林市」とするということで確認されておりますので、このようなご提案になっております。</p> <p>続きまして、協議会資料の 103 ページをお開きください。協議第 13 号合併協定項目第 4 号「新市の事務所の位置」について、次のとおり提案する。新市の事務所の位置は、現在の小林市役所（小林市大字細野 300 番地）とする。編入された現在の野尻町役場の位置に総合支所を置き、野尻庁舎と呼称する。現在の紙屋支所については、出張所とする。この提案につきましても、前協議会で確認済みでございます。高原町の分を除いた分でございますとともに、法定合併協議会設置に関する確認書第 1 の 5 項、新市の事務所の位置は、現在の小林市役所と</p>

	<p>区域とするということ。それから（２）の計画の期間でございますけども、これは合併年度及びこれに続く１０年間について定めるということでございます。</p> <p>それから（３）計画の構成でございますが、本計画はまちづくりの基本方針、それからそれを実現するための主要施策、公共施設の適正配置と整備、財政計画を中心として構成をするということとしております。</p> <p>それから、一番最後の章に（４）財政計画を挙げておるわけですが、これの策定の趣旨でございますが、これはそのところの２行目に、長期的展望に立って、限られた財源の効率的な運用を図るなど、適切な財政運営を行うために策定するという趣旨を持って策定していきたいというふうに思っております。</p> <p>それから策定の基本的な考え方でございますけども、合併において健全な財政運営を行うことを基本に策定していくということでございます。</p> <p>こういったものを指針として策定をしていきたいということでご提案を申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま協議第１４号の新市基本計画策定方針（案）について、何かご意見、ご質疑ありませんか？ありませんか？</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>ご意見、ご質疑もないようですので、それではお諮りいたします。協議第１４号新市基本計画策定方針（案）につきましては、これを原案のとおり確認することにご異議ありませんか？</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。よって、協議第１４号につきましては原案のとおり確認させていただきます。</p>
企画財政部会長	<p>次に、協議第１５号電算システム関係について企画財政部会の説明を願います。</p> <p>引き続き、説明をさせていただきたいと思っております。資料の１０９ページでございます。協議第１５号電算システムの関係についてご提案を申し上げたいと思っております。ちょっとめくっていただきまして１１０ページでございますが、この電算システムにつきましては、前の協議会の第１回目に、スライド等を使いまして詳細に説明をさせていただいたところでございますが、基本的なものについては変わっておりませんので、詳細についてはもう割愛をさせていただきたいと思っております。基本となるものを今から説明させていただきますが、まず、１．基本方針といたしまして、電算システム関係につきましては、住民サービスの低下を招くことのないよう合併時の安定稼働を目指し、次の基本方針により統合を図ることによって３点ほど挙げております。これは、前回と変わってないところでございます。</p> <p>それから、この下のほうに２．統合方針というのを出しましたが、これは新たに追加をしたわけでございますけども、これは、１市２町での統合作業をする中で、業者選定に際しまして、業者側の意向調査等もできておりました。その内容をある程度盛り込んだ形で提案をさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>統合方針のまず（１）でございますが、小林市のシステムを基本に統合にする。それから、（２）としまして、住民生活に影響を及ぼすことのないよう合併時に統合しなければならないシステムを選別し、優先的に統合を進めると。それから（３）でございますが、現在使用している情報関連機器類は、新市に引き継ぎ、有効利用を図ると。それから（４）でございますけども、システム統合に当たり、リスクを抑えるため、必要最低限の機能追加以外の新たなシステム改良は原則として行わない。それから（５）でございますけども、１市１町において新たなシステムの導入やシステム改良は合併まで原則として行わないと。それから最後に、職員に過度な作業負担を強いることがないよう考慮するということの、</p>

<p>会長</p>	<p>この6つの統合方針を定めております。</p> <p>あと、資料等もついておりますが、この辺のところは、先にも言いましたように、前の協議会で詳しく説明をさせていただいておりましたので割愛をさせていただきます。</p> <p>以上、ご提案を申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。ただいま、協議第15号電算システム関係について説明をいたしました。何かご意見、ご質問ありませんか？ありませんか？</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、これで終結いたします。お諮りいたします。協議第15号電算システム関係については、原案のとおり確認することにしてご異議ありませんか？</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>会長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、協議第15号につきましては原案のとおり確認させていただきます。</p> <p>以上で、協議事項の15号まで、1号から終わったわけではありますが、引き続き、の確認事項を議題といたしますか、議題に供しますので、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>協議会資料の118ページをお開きください。確認事項といたしまして、先ほどの協議の中で触れた部分と重複いたしますが、委員の皆様方におかれましては、以降の協議会をこのように開催してまいりたいと思っておりますので、スケジュールリング等をよろしくお願いたします。</p> <p>それでは読み上げて確認させていただきます。第2回小林市・野尻町合併協議会開催について、日時、平成20年12月24日水曜日、午後1時30分より、場所、野尻町農村環境改善センターホール、第3回小林市・野尻町合併協議会開催について、日時、平成21年1月8日木曜日、午後1時30分より、場所、小林市中央公民館大ホール、小林市・野尻町合併協議会合併協定書調印式について、日時、平成21年1月21日水曜日、午後1時30分より、場所、小林市文化会館小ホール、これにつきましては、時間については、まだ未確定のところがございますので、原則としてこれに入れておいていただいて、確定次第ご連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。第4回小林市・野尻町合併協議会開催について、日時、平成21年3月26日木曜日、午後1時30分より、場所、野尻町農村環境改善センターホール。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で、本日お諮りすべき協議事項、そのほか確認事項もすべて終了いたしました。特に協議事項につきましては、いずれもこれを原案のとおりご確認いただきまして誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。</p> <p>以上で、私の議長としての務めをおろさせていただきます。長時間にわたりまして慎重にご審議いただきまして誠にありがとうございました。後は、事務局のほうで進行をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、堀会長、どうもありがとうございました。皆さん、長時間にわたり本当にお疲れさまでございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の第1回合併協議会のすべてを終了いたします。なお、お帰りの際は、皆さんに名札が配られているかと思いますが、事務局のほうでお預かりしたいと思っておりますので、その場に置いてお帰りいただきたいと思っております。</p> <p>また、傍聴の皆さんについては、出入り口付近に傍聴証の返却箱をご用意しておりますので、そちらに傍聴証をご返却くださるようお願いいたします。</p> <p>最後に、お帰りの際は、師走の慌ただしい中ですので、交通事故等に気をつけてお帰りください。それでは、皆様お疲れさまでした。本日はありがとうございました。</p>

ました。

午後 3 時 3 6 分閉会